

業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

平成30年6月15日

奈良県障害者大芸術祭実行委員会  
会長 荒井 正吾

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務

### (2) 業務の目的

奈良県では、全国障害者芸術・文化祭と国民文化祭を全国で初めて一体開催した「国文祭・障文祭なら2017」が、平成29年9月から11月までの3ヶ月間、県内全市町村で開催された。「障害のある人となない人の絆を強く」を基本テーマの1つに掲げた両大会からは、障害のあるなしにかかわらず誰もが参加し楽しむことができる文化芸術活動が誕生するなど、多くのレガシーが得られた。

今後は、これらのレガシーを受け継ぎ、平成23年度から開催してきた「奈良県障害者芸術祭」を「奈良県障害者大芸術祭」と名称変更し、「奈良県大芸術祭」と一体開催していくことで、障害のある人となない人が「交流・共創」する芸術文化活動の「先駆者」として全国に発信することを目指す。

### (3) 業務の内容

#### ① 次の業務の企画・実施

- ・ 障害者アート展開催業務
- ・ アートワークショップ開催業務

#### ② 広報の実施

#### ③ 写真等による記録

#### ④ 障害のある人への配慮

#### ⑤ 打合せ協議

#### ⑥ 業務実施報告書の作成

#### ⑦ その他

### (4) 委託予定金額

予算額5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

### (5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）、奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (6) 履行期間

契約締結の日から平成31年1月31日（木）まで

## 2. 参加資格

### (1) 参加資格要件

参加できる者は、単独企業若しくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。

単独企業で参加する場合は、下記①から⑫の要件の全てを満たしている者であること。

共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、下記の①から⑫の要件を満たしている者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- ④公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑤銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目「Q3 役務の提供（映画制作）」または「Q5 役務の提供（広告・イベント業務）」に登録されていること。
- ⑧役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑨暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑩役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑫上記⑩及び⑪に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## (2) 共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ①必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。

また、業務の履行方式※に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（参考様式1-1若しくは1-2）を4（1）の事務局へ参加申込書とともに提出すること。

※「分担履行型」（参考様式1-1）

1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を責任を持って履行する方式。

※「共同履行型」（参考様式1-2）

1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式。

- ②1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③代表者及び共同提案者を変更することはできない。

## 3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、不正な行為があったとき。

## 4. 手続等

### (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県障害者大芸術祭実行委員会事務局  
（奈良県地域振興部文化振興課内）  
電話番号 0742-27-8488  
ファクシミリ 0742-27-8481  
電子メールアドレス bunka@nara-arts.com

### (2) 募集要項及び仕様書の交付

平成30年6月15日（金）から同年7月6日（金）12時00分までの間に、(1)の事務局で配布するほか、奈良県地域振興部文化振興課のホームページからダウンロードするものとする。

### (3) 参加表明書、企画提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

### (4) 説明会の開催、質問の受付等

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5. 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6. その他

(1)本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2)提出された企画提案書等は返却しない。

(3)その他については募集要項及び仕様書に示すところによる。

以 上